

公共施設等の整備に関するマスタープラン に基づく個別整備計画（素案）

— 魅力ある公共施設に再編整備し、次世代へ継承するために —



なぜ個別整備計画が必要なの？

- 区は、高度成長期の人口の急激な増加等に伴い、多くの公共施設を整備してきました。
- 平成 25 年 4 月現在、488 施設、延床面積 85.1 万㎡を保有しています。
- 少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少が続き、人口減少社会のもと増収増税を望むことができない中で、将来にわたり現在と同規模・同数の施設を維持するのは困難です。



そこで、

中長期的な将来を見据えた持続可能な施設整備の基本方針として

「公共施設等の整備に関するマスタープラン」を策定（H25 年 5 月）

3つの基本方針

施設総量（総延床面積）の抑制

計画的な管理・保全による耐用年数の延伸

区有財産の有効活用

公共施設
マネジメントメニュー

改築等の優先順位
と基準の設定

将来を見据えた
機能転換や統合

改築・改修等経費
の縮減・平準化

廃止施設等の
有効活用

量から質への転換

マスタープランでは、“現状施設数と規模を維持した場合”、どれくらいの経費を必要とする

のかシミュレーションした将来ライフサイクルコスト予測結果から、改築・改修・機能転換・再編・縮小・廃止などを行い、区民のニーズや経済状況を踏まえて適切な施設整備に取り組むことで、約2割程度の経費を削減する必要があるとしています。

マスタープランを受けて、

今後、マスタープランの基本方針に基づいた整備を進めていくため、公共施設の耐用年数が 60～80 年にも及ぶことを勘案し、長期的な視点に立った具体的な整備計画である

『個別整備計画』

を定める必要があります。

※公共施設の老朽化と更新経費の増大は、板橋区に限らず全国的な問題となっており、総務省からも全国の自治体に対し、公共施設等総合管理計画を策定するよう要請がなされています。



現状を維持することはできないの？

マスタープランにおいて、“現状施設数と規模を維持した場合”、どれくらいの経費を必要とするのかシミュレーションした将来ライフサイクルコスト予測をもとに、区が行った平成 27 年度から 47 年度までの財源の試算結果では

公共施設等整備基金

- 平成 32 年度にマイナスへ
- 平成 47 年度時点で 109 億円不足

義務教育施設整備基金

- 平成 43 年度にマイナスへ
- 平成 47 年度時点で 44 億円不足

- 基金不足解消には、平成 27 年度から一年度あたり約 7 億円強の基金積増しが必要
- 公共工事における労務単価や建築資材の上昇等により経費がさらに増大
- 起債による公債費の増大は財政の硬直化を招く

よって、

財源の試算結果からも

- 現保有施設をすべて改築・改修することは財政的に困難
- 既存施設を上手に長く使いつつ、施設総量を抑制することが必要



個別整備計画の目的は？

目的

- 改築・改修等の経費の縮減・平準化をはじめとする 適切なコスト管理
- 将来の需要を見通した最適化に向けて 施設の適正な配置

以上を推進・実践していくための 実施方針や工程表を定める

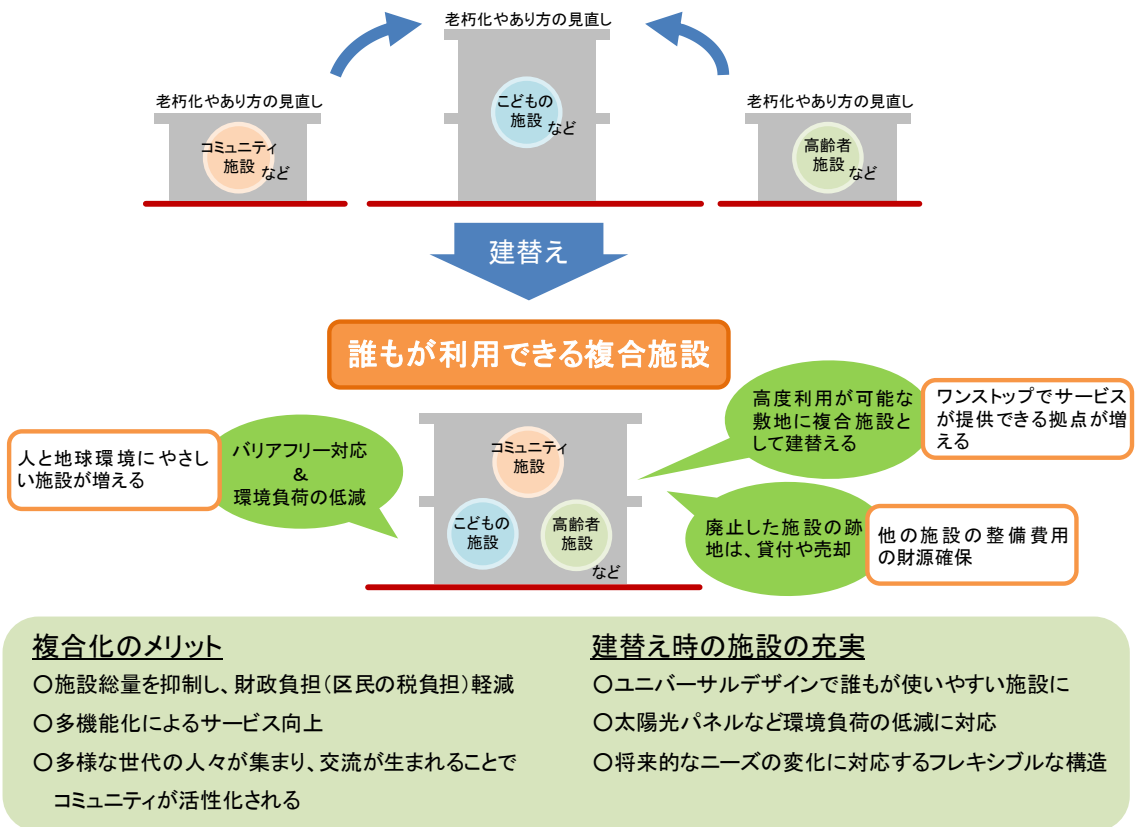
目的

施設の機能転換や複合化によって

- 施設総量を抑制しつつも施設の質を更に充実
- 効率的・効果的なサービスの提供
- 時代の要請に対応した魅力ある公共施設へ再構築
- 持続可能な区政の実現と継続的な行政サービスの提供



区がめざす公共施設って？



集約複合化・多機能化のモデルケース

【多世代交流型】

(18 地域センター管内単位で検討)

集会所などの単独整備や、児童館やいこいの家などのサービスの利用対象者別の整備により、これまで多様な交流が芽生えにくかった施設を集約複合化し、多機能化するケース

≪多機能化の例≫

- 在宅子育て支援機能(児童館、保育園など)
- 教育機能(学校など)
- 高齢者支援機能(いこいの家など)
- 集会機能(集会所など)
- 運動・スポーツ機能(体育館など)

【総合行政サービス型】

(5 地域単位で検討)

公共施設の総量を抑制しつつも、様々な行政サービスを一か所で提供できる環境を地域に整備することによって、利便性の向上を図るケース

≪多機能化の例≫

- 区民事務所
- 保健所
- 地域センター
- 総合相談機能
- 図書館
- 集会機能
- 在宅子育て支援機能
- 高齢者支援機能

【施策間相乗効果型】

(全区単位で検討)

施策目的・対象者が類似する公共施設を集約複合化することによって、施策間の相乗効果を期待できるケース

≪多機能化の例≫

- 社会教育・生涯学習(社会教育会館など)
- ボランティアセンター
- 図書館
- 公文書館
- 集会機能(集会所など)

個別整備計画では、“区内全域に配置され数の多い施設”や“人口構成の変動により見直しが必要な施設”として集会所等施設(区民集会所・地域集会室)、高齢者集会施設(いこいの家・ふれあい館)、児童福祉施設(児童館・保育園・学童クラブ)、学校関連施設(小学校・中学校)の4つの施設種別ごとに分科会形式の検討作業部会を設置。施設の現状の課題から検討をはじめ、施設種別の今後の方向性や適正規模・適正配置の進め方などの検討を行ってきました。



集会所はどうなる？

集会所等検討作業部会では、区民集会所 71 か所、地域集会室 2 か所を対象として検討を進めてきました。

特に、平成 24 年第四回定例会の「板橋区立公園条例」の議案審議にあたり、“建ぺい率を超過する公園内施設の解消を図ること”との付帯決議がなされたことを踏まえ、公園内にある建ぺい率が超過した集会所の解消を念頭に検討を進めてきました。

また、配置基準からみても、相当な数を超過配置している現状を踏まえ適正規模・適正配置を検討した結果

今後の方向性

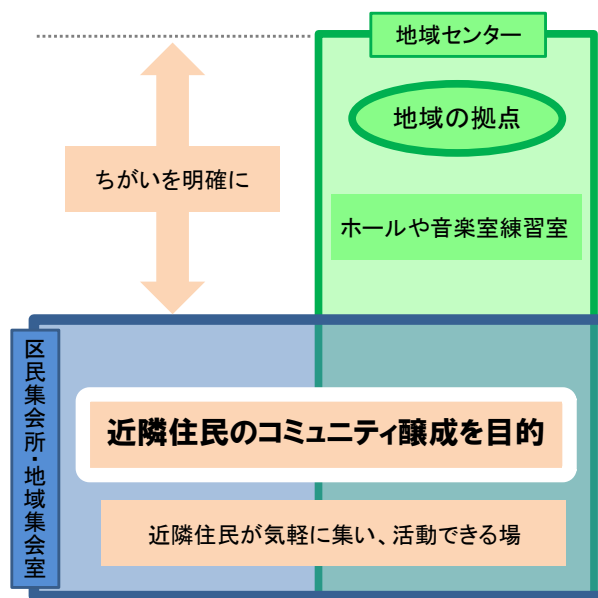
- 地域センターとの違いを明確にし、**近隣住民が気軽に集い、活動できる場を提供することによって近隣住民のコミュニティ醸成を目的とする施設へ**
- 将来的には、**自治力の向上等に資する活用**をめざし、地域住民による組織に施設の管理運営を委ねる等の方向性を検討

配置に関して

【具体的な配置目標】区民集会所等 73 か所 ⇒ 51 か所へ

- **概ね半径 500m に 1 か所設置することを基本**としつつ、利用状況、個々の施設の課題、地形や道路による地域分断等を考慮
- **地域バランスを勘案しながら**、近隣に地域センターが設置されている場合は集会所機能が充足しているものとする
- 集会所数の減少する地域は、体育館の会議室や社会教育会館などの集会機能を持つ周辺施設等の代替利用により、**利用者へのサービス低下をできる限り抑えるよう配慮**

【区民集会所等の方向性】





いこいの家・ふれあい館はどうなる？

高齢者集会施設検討作業部会では、いこいの家 14 か所、ふれあい館 5 か所を対象として検討を進めてきました。

- ・ 利用者が少なく、特定のグループや個人に利用が偏っている (いこい)
- ・ 行政評価を踏まえ、入浴事業の見直しが必要 (いこい)
- ・ 介護保険法改正により地域支援事業充実のための基盤整備が必要 (いこい)
- ・ 指定管理業務の仕様内容精査や利用者負担の導入 (ふれあい)

上記の課題の解消と適正規模・適正配置を検討した結果

今後の方向性

《いこいの家》 【具体的な配置目標】 14 か所 ⇒ 13 か所へ

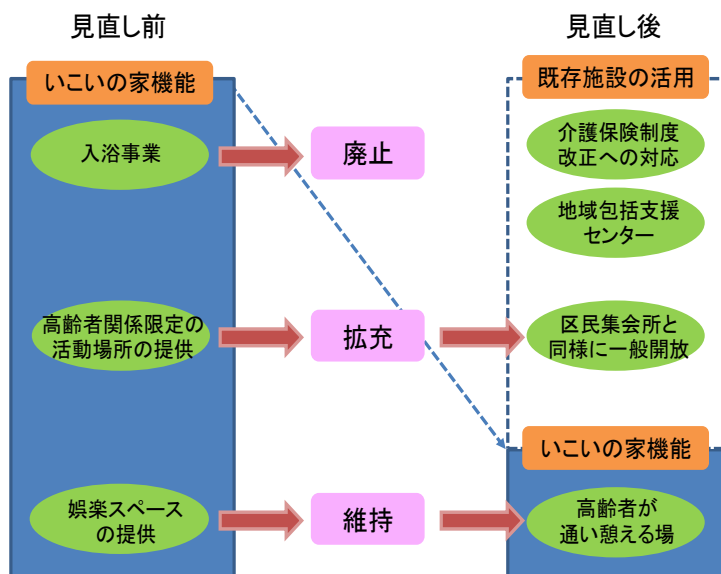
- 平成 28 年度から 60 歳以上に利用を限定せず、区民集会所と同様の施設へ転換
- 高齢者が通い憩える場として多目的室を確保しつつ規模縮小
- 地域で気軽に通い憩える場として 18 地区へ配置することを基本とし、類似機能を有するふれあい館が設置された 5 地区を除いた 13 地区に 1 か所ずつ配置
- 平成 28 年度から入浴事業は、入浴日数を週 4 日から週 2 日に縮小、同年度末をもって廃止
- 規模縮小による創出スペースは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの設置、区民集会所等として活用

今後の方向性

《ふれあい館》 【具体的な配置目標】 5 か所 ⇒ 5 か所へ

- 現状の施設機能を維持しつつ、平成 28 年度に利用者負担を導入

【今後のいこいの家の方向性】





児童館・保育園・学童クラブはどうか？

児童福祉施設検討作業部会では、児童館 38 か所、保育園 42 か所、学童クラブはあいキッズ移行後未利用となる 21 か所を対象として検討を進めてきました。

《児童館》

- ・児童館が担ってきた小学生の放課後の安心・安全な居場所と遊び場としての役割が、あいキッズへ移行
- ・在宅子育て支援や「子ども・子育て支援新制度」に基づく地域子育て支援拠点事業に対応した施設整備の必要性

上記の課題の解消と適正規模・適正配置を検討した結果

今後の方向性

《児童館》 【具体的な配置目標】 38か所 ⇒ 26か所へ

- 在宅子育て支援に軸足を移した「新たな児童館」へと転換
- 「子ども・子育て支援新制度」に沿った地域子育て支援拠点事業に対応した施設へ
- 従来の利用者である小学生の利用にも一定の対応を継続

《保育園》

- ・待機児童数が解消できておらず、引き続き総合的な対策強化が必要

上記の課題の解消と適正規模・適正配置を検討した結果

今後の方向性

《保育園》 【具体的な配置目標】 平成28年度民営化1園

- 民間活力の導入や待機児対策と併せた改築計画を推進
- 保育施設の水準向上を図るとともに、可能な限り建設コストを抑え、環境に配慮した施設整備、メンテナンスを考慮
- 園児の保護者との面談の場や、在宅子育てをしている方が、保育に関する相談のできる場を設けた施設整備

今後の方向性

《学童クラブ》

- 廃止後の空き施設は児童福祉施設としての活用を優先
- 児童福祉施設としての活用がない場合は、他用途への転用を視野に



小学校・中学校はどうか？

学校関連施設検討作業部会では、小学校 52 校、中学校 23 校を対象として検討を進めてきました。

今後の
方向性

《小中学校》

- 教育環境の整備を施設の老朽化対策というハード面に限定せず、学校の適正な規模と配置の視点を取り入れて一体的に推進し、**充実した教育環境を整備していくために策定した「いたばし魅力ある学校づくりプラン」**を推進していきます。

現在、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」第 1 期 A～C の検討学校グループの編成は以下のとおり

【第 1 期における学校グループ検討】

- (検討) 平成 26～27 年度 (設計) 平成 28～29 年度
- (改築) 平成 30～31 年度
 - A グループ (向原中、上二中)
 - 通学区域検討校 (建設地検討時に選定)
 - B グループ (板十小)
 - 通学区域検討校 (弥生小、向原小、板六小、大谷口小)
 - C グループ (板九小、中根橋小)
 - 通学区域検討校 (建設地検討時に選定)



これまでうかがった区民の声

●マスタープランに対するパブリックコメント

人口減少が見込まれることや財政状況を考慮すると施設の統廃合はやむを得ないと思う。子どもたちに負担を残さないよう、本当に必要な施設を残す計画であってほしい。

公共施設を廃止する方針が決定される際には、十分に住民への説明を行って理解を得るようにしてほしい。

●平成 25 年度板橋区区民意識意向調査 (公共施設のあり方部分)

問：公共施設の量の充足

「充足している」＋「まあまあ充足している」＝46.8%

「あまり充足していない」＋「充足していない」＝16.8%

問：公共施設の総量の抑制

「公共施設の役割や効果を評価し、ニーズや財政状況に見合った数まで減らすべき」＝50.7%

「今あるすべての公共施設は必要なものなので、現状維持を優先に考えて寿命を迎えたものはそのままの用途で建て替えるべき」＝23.8%



今後の流れ

| | |
|--------------|---|
| 平成 26 年 12 月 | パブリックコメント募集（12 月 13 日～1 月 21 日） 区民・関係団体等への説明（随時） |
| 平成 27 年 1 月 | パブリックコメント募集終了（21 日） 区民・関係団体等への説明（随時） |
| 平成 27 年 2 月 | 庁内検討組織に学識経験者が参画し、最終案を検討 |
| 平成 27 年 3 月 | 庁議（経営戦略会議）最終案決定 |
| 平成 27 年 6 月 | 区議会へ報告・公表 |



お知らせ

●区民説明会の開催

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 12 月 16 日（火）午後 7 時から | 志村コミュニティホール |
| 12 月 17 日（水）午後 7 時から | 桜川地域センター |
| 12 月 18 日（木）午後 7 時から | 高島平区民館 |
| 12 月 19 日（金）午後 7 時から | 下赤塚地域センター |
| 12 月 20 日（土）午前 10 時から | グリーンホール 601 会議室 |

●パブリックコメントの募集

【閲覧場所】

区ホームページ、区立各図書館、政策企画課（区役所北館 6 階⑧窓口）、区政情報課（区役所北館 2 階④窓口）でご覧になれます。

※平成 27 年 1 月から、政策企画課は区役所北館 4 階⑬窓口へ、区政情報課は区役所南館 1 階⑦窓口へ移転します。

【提出先】

政策企画課施設整備活用グループ

F A X : 3 5 7 9 - 4 2 1 1 メール : sk-skatsuyo@city.itabashi.tokyo.jp

【提出期限と方法】

意見の提出は平成 27 年 1 月 21 日（必着）まで、政策企画課窓口へ持参・郵送・F A X・Eメールによりご提出ください。その際、住所・氏名、法人・各種団体は所在地・名称・代表者氏名（在勤、在学者は勤務先・通学先の所在地・名称、区内で活動する個人等は活動内容も）を記載していただきます。

※住所・氏名は公表しません。また、提出された意見に個別の回答は行いません。意見に対する区の考え方を後日公表します。

【お問い合わせ】

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

政策経営部政策企画課 施設整備活用グループ

電話番号 : 03-3579-2013 FAX 番号 : 03-3579-4211